

視察報告書

平成27年11月20日

日時	平成27年11月20日(金) 午前8時30分～午後17時15分
場所	千葉市役所 財政局 税務部 債権管理課
参加者職氏名	<p>【収税課】 収税課長: 芦野課長 リーダー: 市ノ瀬主幹 間船主事</p> <p>【建築課】 成田主幹</p> <p>【教育総務課】 富澤主幹</p> <p style="text-align: right;">(計5名)</p>
目的	千葉市では、すでに債権管理条例を制定し、税以外の債権の徴収にも着手している。今後、志木市においても債権管理マニュアル作成、条例制定を実施する予定であり、その際、どういった取組が必要になるのか参考とさせていただくため、今回の視察を実施した。
概要	事前に、債権管理条例等に関わる質問事項を用意。その回答と補足説明を受け、不明な点があればこちらから質問するスタイルで進めていった。
質問内容と回答	<p>【質問】 システム変更・費用などについて</p> <p>【回答】 債権管理課を設置するに伴い、システムを新たに構築してはいない。各債権で個別のシステムを仕様していたので、移設するための経費が必要であった。 ※ただし、オンラインで処理できないものについては毎月データもらって消込処理等を行っている。</p> <p>【質問】 人員配置について</p> <p>【回答】 平成27年度 総数18名 課長1名、課長補佐1名 徴収第1班(強制徴収公債権で国保以外) 主査1名 担当4名 徴収第2班(非強制徴収公債権) 担当3名 徴収第3班(国民健康保険料) 主査1名、担当7名 ※引継時期については、第1班および2班が7月、第3班が5月となっている。</p> <p>【質問】 当初納通(市税・国保除く)後の督促・催告発送所管について</p> <p>【回答】 督促は債権所管が発送。 催告は債権管理課で発送時の担当が発送。</p> <p>【質問】 支払督促と強制執行の状況</p> <p>【回答】 支払督促・・・平成25年度 22件 平成26年度 42件</p>

強制執行・・・平成25年度 0件
平成26年度 1件

【質問】 延滞金の規定について

【回答】 条例施行規則によって、①趣旨、②定義、③延滞金の計算、④延滞金の減額又は免除の申請等、⑤委任について定めている。

【質問】 個人情報・情報公開審議会への諮問について

【回答】 行っていない。

【質問】 自立執行権を有しない滞納者情報について

【回答】 個人情報保護条例の利用及び提供の制限では特に規定していない。

【質問】 債権放棄を報告と規定した理由

【回答】 作成当時の他政令市の状況

【質問】 引継債権の基準

【回答】 強制徴収公債権、非強制徴収公債権でそれぞれ引継事務処理要領を作成し、引継対象事案を明記。

【質問】 滞納債権移管時期

【回答】 債権所管課が対応困難事案と整理した翌年度

【質問】 引継債権の回収状況

【回答】 平成26年度決算

強制徴収公債権 75, 142, 000円

非強制徴収公債権 27, 335, 000円

合計 102, 477, 000円

※ただし、所管課で回収したものは含まれていない。

【質問】 債権管理条例を制定するうえで苦労した点

【回答】 自治法・施行令等に規定されている事項については出来る限り除き、市民にもわかりやすい条例となるよう努めた。

【その他、千葉市における聞き取り内容】

- ・ 引継予告通知は所管課発送
- ・ 引継決定通知は債権管理課発送
- ・ 支払督促の後、異議申立される滞納者も半数近くいる。しかし、千葉市の場合、500万円以下は専決処分に対応でき、それによる対応がほとんどである。
- ・ 支払督促は、相手に通知がいかないと無効である。したがって、引継の時点で住所地を把握する必要がある。場合によっては、休日送達や就業先送達を実施。いずれも裁判所の承認が必要である。
- ・ 弁護士研修以外に、各所管課への基礎部分の研修については債権管理課で実

施。

- ・ 私債権については、債務承認書を記載させただうえで、納付計画の相談を行っている。
- ・ 収納の確認については、基本的に各所管課で行っている。